富士宮市 下水道ストックマネジメント計画

富士宮市下水道課策定 令和6年3月

① ストックマネジメント実施の基本方針

【状態監視保全】・・・

機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設を対象とする。

※状態監視保全とは、施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う 管理方法をいう。

【時間計画保全】・・・

機能発揮上、重要な施設であるが、劣化状況の把握が困難な施設を対象とする。

※時間計画保全とは、施設・設備の特性に応じて予め定めた周期(目標耐用年数等)により対策を行う管理方法をいう。

【事後保全】 ···

機能上、特に重要でない施設を対象とする。

※事後保全とは、施設・設備の異状の兆候(機能低下等)や故障の発生後に対策を行う管理方法をい う。

備考) ストックマネジメントの実施にあたっての、施設の管理区分の設定方針を記載する。

② 施設の管理区分の設定

1) 状態監視保全施設

【管路施設】

施設名称	点検·調査頻度	改築の判断基準	備考	
管きょ、マンホール	1回/5年の頻度で点検を実施。 点検で異状を確認した場合には、調査 を実施。	管きょは緊急度 I もしくは II で、マンホー ルとマンホール蓋は健 全度 2 以下で修 繕・改築を実施。	腐食環境	
管きょ、マンホール	1 回/10 年の頻度で点検を実施。 点検で異状を確認した場合には、調査 を実施。	管きょは緊急度 I もしくは II で、マンホー ルとマンホール蓋は健 全度 2 以下で修 繕・改築を実施。	一般環境	

【処理場・ポンプ場施設】 ※貯留施設を含む

施設名称	・	改築の判断基準	備考
スクリーンかす設備	点検は日常的に実施。 5~10年に1回以上の頻度で 調査を実施。	健全度 2 以下で修繕・ 改築を実施。	
汚水沈砂設備	点検は日常的に実施。 5~10 年に 1 回以上の頻度で 調査を実施。	健全度 2 以下で修繕・ 改築を実施。	
汚水ポンプ設備	点検は日常的に実施。 5~10 年に 1 回以上の頻度で 調査を実施。	健全度 2 以下で修繕・ 改築を実施。	
最初沈殿池設備	点検は日常的に実施。 5~10年に1回以上の頻度で 調査を実施。	健全度 2 以下で修繕・ 改築を実施。	
反応タンク設備	点検は日常的に実施。 5~10 年に 1 回以上の頻度で 調査を実施。	健全度 2 以下で修繕・ 改築を実施。	
最終沈殿池設備	点検は日常的に実施。 5~10 年に 1 回以上の頻度で 調査を実施。	健全度 2 以下で修繕・ 改築を実施。	
用水設備	点検は日常的に実施。 5~10年に1回以上の頻度で 調査を実施。	健全度 2 以下で修繕・ 改築を実施。	
汚泥濃縮設備	点検は日常的に実施。 5~10 年に 1 回以上の頻度で 調査を実施。	健全度 2 以下で修繕・ 改築を実施。	
汚泥輸送·前処理設備	点検は日常的に実施。 5~10 年に 1 回以上の頻度で 調査を実施。	健全度 2 以下で修繕・ 改築を実施。	
汚泥脱水設備	点検は日常的に実施。 5~10 年に 1 回以上の頻度で 調査を実施。	健全度 2 以下で修繕・ 改築を実施。	
躯体	10年に1回以上の頻度で一次調査を実施。	健全度 2 以下で修繕を 実施。	
仕上・外部建具	10年に1回以上の頻度で一次 調査を実施。	健全度 2 以下で修繕・ 改築を実施。	

2) 時間計画保全施設

【管路施設】

施設名称	目標耐用年数	備考	
圧送管	50 年	=標準耐用年数	

【処理場・ポンプ場施設】 ※貯留施設を含む

施設名称	目標耐用年数	備考
受変電設備	15~30 年	=標準耐用年数×1.5
自家発電設備	30 年	=標準耐用年数×2.0
制御電源及び計装用電 源装置	8~20 年	=標準耐用年数×1.0~2.0
負荷設備	23 年	=標準耐用年数×1.5~2.3
計測設備	15 年	=標準耐用年数×1.5
監視制御設備	14~23 年	=標準耐用年数×1.5~2.0
防水	30 年	=標準耐用年数×3.0
消火災害防止設備	20~30年	=標準耐用年数×2.5~3.8

備考)施設名称を「下水道施設の改築について(令和4年4月1日 国水下事第67号)下水道事業課長通知」の別表に基づき記載する場合にあっては、大分類、中分類、小分類のいずれかで記載しても良い。

3)主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由

【管きょ施設】 …	該当施設無し。
管きょ	

【汚水・雨水ポンプ施設】 ポンプ本体 該当施設無し。

該当施設無し。 【水処理施設】 送風機本体もしくは 機械式エアレーション装置 該当施設無し。 【汚泥処理施設】

汚泥脱水機

③ 改築実施計画

1)計画期間

令和6年度 ~ 令和10年度

2) 個別施設の改築計画

【管路施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区・排 水区の名称	合流・汚 水・雨水 の別	対象施設	布設年度	供用年数	対象延長(m)	概算費用(百万円)	備考
富士宮 処理区	汚水	管きょ	S45~57	42~54	1,800	60	①劣化
合計					1,800	60	

【処理場施設】 ※貯留施設を含む

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理場の 名称	合流・汚 水・雨水 の別	対象施設	設置年度	供用年数	施設能力	概算費用(百万円)	備考
		汚泥濃縮設備	S56	43	-	210	
		汚泥脱水設備	S56-H13	23-43	20m³/分	805	
		用水設備	H13	23	-	4	
		汚泥輸送·前処 理設備	H13	23	-	54	
		受変電設備	S56	43	-	555	
星山浄化セ ンター 汚水	制御電源及び計 装用電源設備	H10	26	-	149		
		監視制御設備	H18	18	-	843	
		計測設備	S56	43	1	54	
		負荷設備	S56	43	1	82	
		付帯設備	H26	10	-	34	防食
合計						2,790	

- 備考 1) 改築を実施する施設のうち、② 1) において状態監視保全施設もしくは時間計画保全施設に 分類したものを記載する。
- 備考 2) 対象施設には、改築を行う部位、設備名称を記載する。記載にあたっては、「下水道施設の改築について(令和 4 年 4 月 1 日 国水下事第 67 号下水道事業課長通知)」別表の中分類もしくは小分類を参考とする。
- 備考3)「下水道施設の改築について(令和4年4月1日 国水下事第67号 下水道事業課長通知)」 別表に定める年数を経過していない施設については、備考欄において、同通知に定める「特 殊な環境により機能維持が困難となった場合等」の内容について、以下の該当する番号およ び概要を記載する。
 - ① 塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定しえない 特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合
 - ② 施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきたす場合
 - ③ 省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合
 - ④ 高温焼却の新たな導入等により下水汚泥の焼却に伴い発生する一酸化二窒素 (N20) 排出量を

削減する場合

- ⑤ 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に規定する「地方公共団体実行計画」に位置づけられ、当該計画の目標達成のために施設機能を向上させる必要がある場合
- ⑥ 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合
- ⑦ 下水道施設の耐震化を行う場合
- ⑧ 浸水に対する安全度を向上させる場合
- ⑨ 下水道施設の耐水化を行う場合
- ⑩ 樋門等の自動化・無動力化・遠隔化を行う場合
- ⑪ マンホール蓋浮上防止対策を行う場合
- ⑫ 合流式下水道を改善する場合

備考4) 改築事業の実施にあたっては、別途、詳細設計等において、効率的な手法等を検討すること。

④ ストックマネジメントの導入によるコスト縮減効果

概ねのコスト縮減額	試算の対象時期		
約 849 百万円/年	50 年		

備考)標準耐用年数で全てを改築した場合と比較して、②に基づき健全度・緊急度等や目標耐用 年数を基本として改築を実施した場合のコスト縮減額を記載する。